

## 第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

本章は、市民生活の安全及び安心を推進するために、建築物が稠密する積雪寒冷地の札幌市の気候又は風土の特殊性を踏まえた消防用設備等の技術上の基準について、法第17条第2項に基づき定めたものである。

消防用設備等の設置及び維持の基準は、全国的に統一された基本原則を法第17条第1項に定め、第2項で市町村の地域の気候又は風土の特殊性を踏まえた付加基準を設けることができるものとなっている。消防用設備等の付加事項を定めている本章の規定については、法第17条第1項の基準が適用されるものである。本章の付加基準と通則規定である政令及び省令との関係にあっても第1項と同じであり、例えば、政令第9条によって政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物については、原則としてそれぞれの用途部分を対象に規制し、適用を除外されているものについては棟単位で規制するものであるが、相当する条例の規定についても当然同様に扱われるものである。

## (消火器に関する基準)

- 第41条 令第10条第1項に定めるもののほか、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積が300平方メートル以上のものには各用途に供する部分ごとに消火器を1個以上設けなければならない。
- 2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に次の各号に掲げる場所があるときは、当該場所に消火器を1個以上設けなければならない。
- (1) 火花を生ずる設備のある場所
  - (2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
  - (3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所
  - (4) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所
  - (5) 屋上に設ける遊戯施設又は飲食店等の用途に供する場所
- 3 前2項の規定により設ける消火器は、防火対象物の階ごとに、第1項に規定するものにあつては各用途に供する部分の各部分から、前項に規定するものにあつては同項各号に掲げる場所の各部分から、それぞれ一の消火器に至る歩行距離が20メートル以下となるよう配置しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により設ける消火器は令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第8条第1項、第2項、第9条並びに第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 5 第1項、第2項及び令第10条第1項の規定により設ける消火器は寒冷時において消火剤が凍結し、又はその性能が著しく減退するおそれのないものでなければならない。ただし、保護のため有効な措置を講じたときは、この限りでない。

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、廃止・制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔昭和61年条例第3号〕

## 【趣旨】

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、政令別表第1(16)項で令第10条第1項の適用を受けない防火対象物及び令第10条第1項の適用を受けない防火対象物に存する火気使用場所等の火災発生のおそれのある場所に消火器を設置する際の基準について、必要な付加基準を定めるとともに、寒冷期における消火器の性能を確保するために必要な措置を定めたものである。

【解説】

- 1 消火器は、火災の初期消火を目的とするもので、火災発生時に人が操作することにより消火し、取扱いが容易なものである。消火器の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第10条、省令第6条等のおりである。
- 2 札幌市では、このほかに、政令別表第1に掲げる（16）項の防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものには、各用途に供する部分ごとに消火器を1個以上設けることとしている。また、政令別表第1各項に掲げる防火対象物に①火花を生ずる設備のある場所、②変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所、③鍛冶場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所、④核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所、⑤屋上に設ける遊戯施設又は飲食店等の用途に供する場所があるときは、当該場所に消火器を1個以上設けなければならない。

（1）第2項第1号の「火花を生ずる設備のある場所」とは、次に掲げる設備がある場所をいう。

- ア グラビア印刷機
- イ ゴムスプレッター
- ウ 起毛機
- エ 反毛機
- オ 製綿機
- カ 放電加工機
- キ アからカによるほか、その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所

（2）第2項第2号の「変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所」とは、次に掲げる電気設備等がある場所をいう。

- ア 変電設備、発電設備（第66条に規定する届出に該当するものに限る。）
- イ 急速充電設備（全出力50キロワットを超えるものに限る。）
- ウ 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル以上のものに限る。）
- エ 燃料電池発電設備（出力10キロワット以上のものに限る。）
- オ 使用電圧が直流にあっては750ボルト、交流にあっては600ボルトを超えるもので、かつ、5キロボルトアンペア以上の電気設備

（3）第2項第3号の「鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所をいう。

- ア 学校給食用・家庭科教室の厨房、営業用の厨房など（個人の厨房及び事務所等で使用されている小規模な給湯室を除く。）
- イ 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
- ウ 工業炉及びかまどを設置する場所
- エ 熱風炉、多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉のほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）を設置する場所
- オ 公衆浴場の火焚場
- カ 火葬場のかま場
- キ 焼却炉を設置する場所
- ク 飲食店の小規模ガスこんろ及び電気を熱源とする設備又は器具を設置する場所
- ケ サウナ設備を設置する場所（個人の住居に設けるものを除く。）
- コ くん製設備を設置する場所（個人の住居に設けるものを除く。）
- サ ボイラー（労働安全衛生法施行令第1条第3号に定めるものを除く。）を設置する場所
- シ 給湯湯沸設備（入力70キロワット未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）を設

置する場所

ス 温風暖房機（入力70キロワット未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）を設置する場所

セ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）を設置する場所

ソ ヒートポンプ冷暖房機（入力70キロワット以上の内燃機関によるものに限る。）を設置する場所

(4) 第2項第4号の「核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所」とは、次に掲げる場所をいう。

ア 核燃料物質を貯蔵又は取り扱う場所

原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和32年政令第325号）第1条第1号から第8号までに掲げる物質を貯蔵又は取り扱う場所をいう。

イ 放射性同位元素を貯蔵又は取り扱う場所

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項及び同法施行令（昭和35年政令第259号）第1条並びに放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）に掲げるものを貯蔵又は取り扱う場所をいう。

(5) 第2項第5号の「屋上に設ける遊戯施設又は飲食店等の用途に供する場所」とは、デパートの屋上に設ける遊技場又は建物の屋上に設けるビヤホール等の飲食店等で不特定多数の利用に供する場所をいう。

(6) 消火器の政令設置と条例設置の手順の考え方は、次の例示のとおりである。

例) 政令別表第1(16)項イ((4)項と(15)項の複合用途)

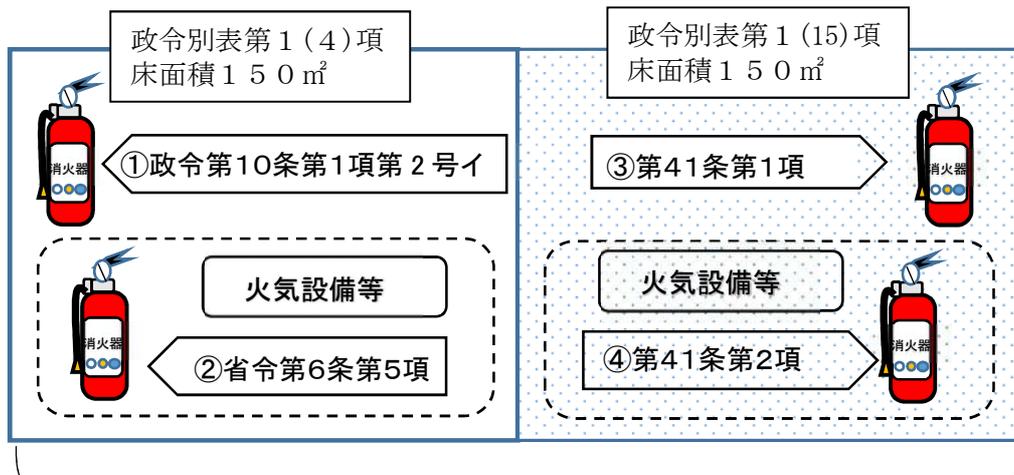
延べ面積300㎡（無窓階以外）、(4)項と(15)項の床面積はそれぞれ150㎡

① 政令第10条第1項第2号イにより、(4)項部分に消火器を設置

② 省令第6条第5項により、政令消火器の設置範囲である(4)項部分に存する火気設備等の部分に消火器を付加設置

③ 本条第1項により、政令設置義務のない(15)項部分に消火器を設置

④ 本条第2項により、政令消火器の設置範囲外である(15)項部分に存する火気設備等の部分に消火器を付加設置



政令別表第1(16)項イ 延べ面積300㎡（無窓階以外）

【第41条（消火器に関する基準）】

- (7) 政令第10条第1項及び第41条第1項に基づき防火対象物に設置される消火器が、第41条第2項の規定により、電気設備、ボイラー室等に必要とされる消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計と歩行距離を満足する場合にあっては、当該消火器による警戒とし、重複設置しないことができるものとする。
- 3 政令第10条第1項第4号及び省令第6条第3項から第5項まで並びに第41条第2項（第5号を除く。）の規定が適用されない屋外に設置された少量危険物、指定可燃物、変電設備、発電設備等についても、消火器具を設置するよう努めるものとする。
- 4 札幌市における消火器の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の消火器具の項を参照すること。